市民生活部市民課　資料１
全　員　協　議　会　資　料
令和８年１１月２６日

地区センター開庁日の見直しについて

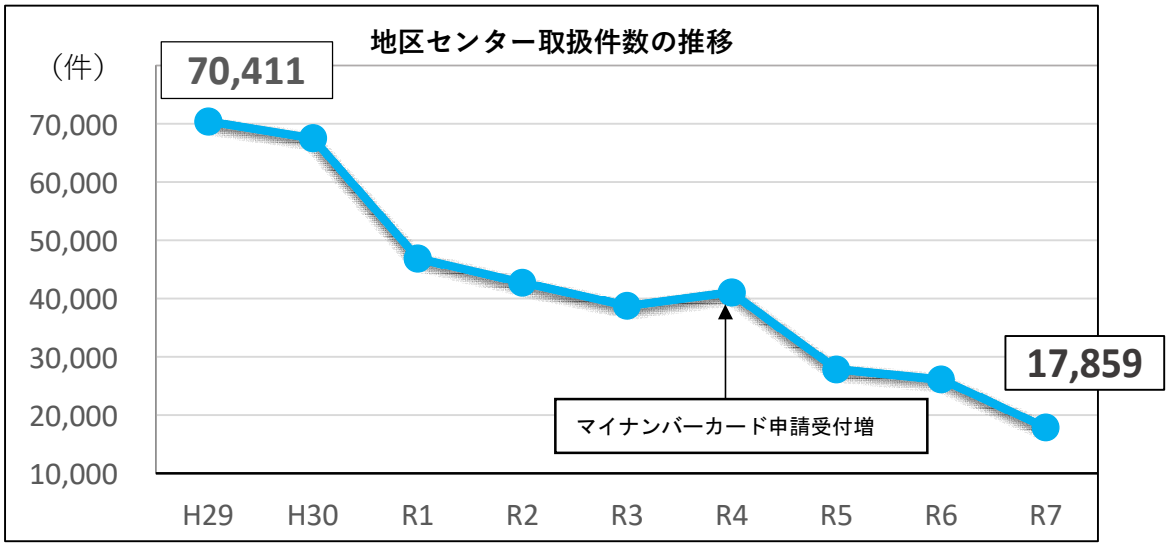
１　趣旨

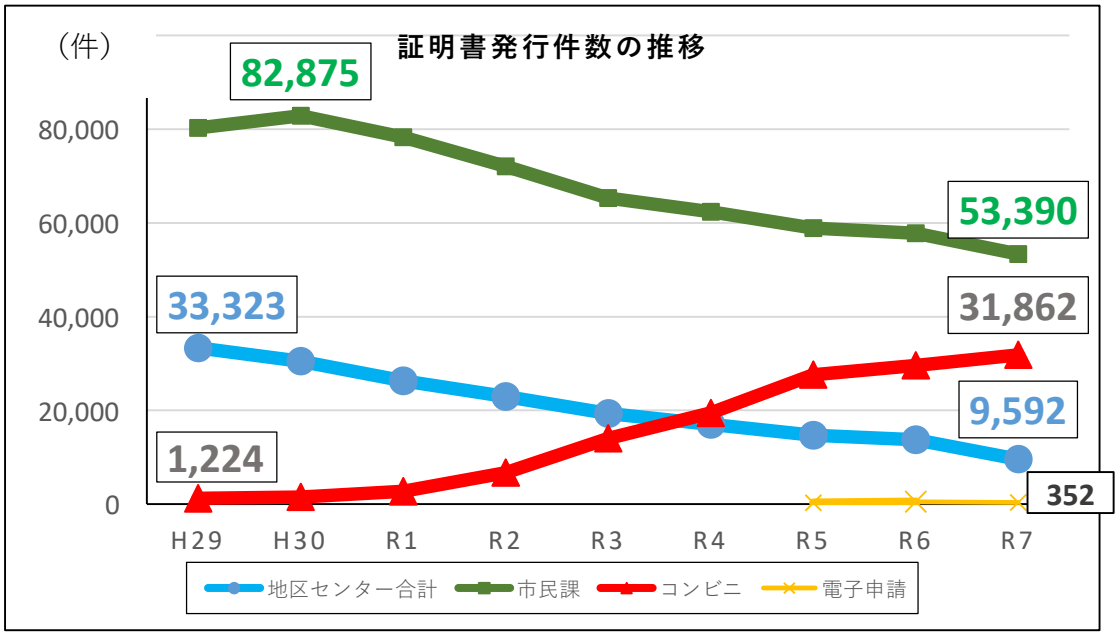
平成２８年に新庁舎開庁と同時に設置した４つの地区センター（新湊・小杉・大門・下）は、証明書発行業務及び各種申請の受領など市民に身近な窓口業務を行っている。

設置当初の平成２９年度における取扱件数は４地区センター合計約７万件であったが、証明書のコンビニ交付サービスの普及、オンライン申請の運用開始、医療費助成の現物給付への移行などにより、令和７年度は約１万８千件と７割以上減少している。

一方で、様々な行政課題や多様化する市民ニーズに対応するため、職員配置を最適化した効率的かつ効果的な行政運営が課題となっている。

これらのことから、地区センターの取扱件数や来庁者の状況等を踏まえ開庁日の見直しを行う。





２　見直しの内容

開庁日の見直しを以下のように行う。

	月	火	水	木	金
新湊	○		○		○
小杉	○		○		○
大門		○		○	
下		○		○	

３　見直しによる運用開始日

市民への丁寧な周知のため一定期間が必要であることから、令和９年７月１日とする。

（参考）

